

未来へ引き継ぐために！

琵琶湖森林づくり県民税の使い道

滋賀県では、琵琶湖森林づくり県民税を活用し、琵琶湖と森林の関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた環境重視の森林づくりを推進すること、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、県民との協働による森林づくりを推進するという、新たな視点に立った「琵琶湖森林づくり事業」を展開しています。



琵琶湖森林づくり県民税のしくみ

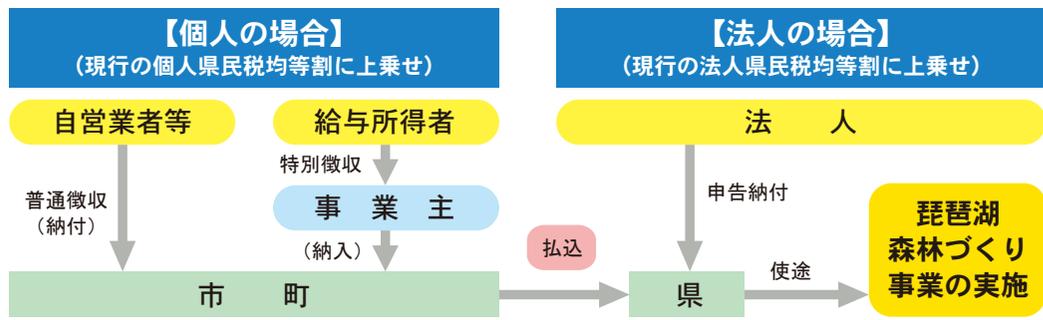
納税義務者

- 個人：1月1日現在で滋賀県内に住所等を有する人
(県民税均等割が課税される人が対象となるので、所得が一定の基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象となりません。)
- 法人：滋賀県内に事務所等を有する法人等

納める額

- 個人：1人年額 800 円 (現行の個人県民税均等割 [1人年額 1,000 円] に上乘せ)
- 法人：資本等の金額により年額 2,200 円から 88,000 円まで

納付方法



事業内容の公表等

- 事業の効果や使途の妥当性について、滋賀県森林審議会でも評価します。
- 事業の透明性を確保するため、毎年度事業内容を公表します。
琵琶湖森林づくり事業については、県ホームページでも紹介しています。

寄附について

琵琶湖森林づくり事業の主旨にご賛同いただいた個人様や企業様につきましては、社会貢献活動の一環としてのご寄附も受け付け、上記の県民税と合わせて事業に活用しております。寄附の詳細につきましては、県森林政策課までお問い合わせください。